

【宋紀十五】 起重光大淵獻，盡旃蒙單閼，凡五年。

■南宋、●北魏、続国訳漢文大成．經子史部第 8 卷 086p

太宗明皇帝_下泰始七年（辛亥，471年）稻荷山鉄剣の年

■**春，二月**，戊戌（10日），交（州）、廣（州）を分けて越州を置き，臨漳（広東省欽廉道合浦県、現・広西チワン族自治区北海市合浦県）に治す。

■**〔皇帝の行動異常、禁止語の多さ〕**初め，上は諸王と為り，寛（大温）和と令譽（評判高い）有り，獨り世祖の親しむ所と為る。即位之初め，義嘉之黨（改元して義嘉、劉子勛一派）は多く全宥を蒙りて，才に隨いて引用され，舊臣の如く有り。晩年に及び，更に猜忌（疑い深く）忍虐（殘虐）にして，鬼神を好み，忌諱（禁止事項）多く，言語、文書，禍敗、凶喪及び疑似之言の應に迴避する者は數百千品有り，犯す有れば必ず罪戮を加える。「驕」字は改めて「驕」と為す，其の禍の字に似たるを以てす故也。左右は意に忤^{さから}えば，往往にして劓がち斫さるる者有り。（仙薬の異常行動と見られる、麻生川静男）

■**〔宮廷の尚方の過大さ〕**時に淮、泗は兵を用い，府藏は空しく竭き，内外の百官は，並びて俸祿を斷つ。而るに上は（続は無し）奢費は過度にして，毎に造る所の器用は，必ず正御、副御、次副各三十枚を為る。嬖倖^{へいこう}（王にかわいがられる人）は事を用い，貨賂は公に行われる。

■**〔休祐誅殺〕**上は素より子無く，密かに諸王の姫の孕める有る者を取りて内宮に中（続は内）れ，（8-087p）男を生めば則ち其の母を殺し，寵姫をして之の子とせ使むる。

■是に至り疾にて寝ね，太子の幼弱を以て，深く諸弟を忌む。南徐州刺史の晉平の刺王の休祐（131 卷二年に江陵に鎮す）は，前には江陵に鎮し，貪虐は度無く，上は鎮に之^ゆか使めず，之を建康に留め，上佐（長史司馬）を遣わして府州事を行わしむ。休祐は性は剛く很みがましく，前後に上に忤^{さから}うは一に非ず，上は積りて平らかなる能わず，且つ將來の制し難きを慮れば，方便（方略）して之を除かんと欲す。甲寅（26日），休祐は上の巖山（建康南）に雉を射るに従いて，左右の従者は並びて仗の後ろに在り。日は暗（続は闇）れんと欲し，上は左右の壽寂之等の數人を遣わして，休祐に逼りて馬から墜とさ令め，因りて共に毆り，拉して之を殺し，

「驃騎は落馬す！」

と傳えて呼び、上は陽^{あらわ}（喜んで）に驚き，御醫を遣わして絡驛（絶え間なく行き来）として就きて視さしめ，其の左右の至るの比^{ころ}あい，休祐は已に絶す。車輪を去り，輿にて第に還る。司空を追贈し，之を葬するは禮の如し。

■**〔巴陵王の休若は敬先を騙して危機回避〕**建康の民間に訛（いつわり）言あり，荊州刺史の巴陵王の休若は貴之相に至る有りと。上が此の言を以て之を報ずるを，休若は憂え懼る。戊午（30日），休若を以て休祐に代わらしめて南徐州刺史と為す。休若の腹心の將佐は，皆な休若に

「朝に還れば，必ず禍を免れず」

と謂う。中兵參軍の京兆王の敬先は休若を説いて曰く、

「今主上は彌留^{びりゅう}（いよいよ病氣悪化）し，政は省閤に成り，群豎^{じゆ}（子供）は恟々^{きようきよう}（恐れる）として，悉く宗支を去りて以て其の私に便ぜんと欲す。殿下の聲は海内に著しく，詔を受けて入朝すれば，必ず往きて而して返らず。荊州は甲十餘萬を帶び，地は方數千里，上（策）は以て天子を匡し，奸臣を除く可し，下（策）は

以て境土を保ち、一身を全うす可し。^{いず}孰與れぞや劍を邸第に賜り、臣妾をして飲み泣き而して敢えて葬らざら使めん乎！」

休若は素より謹しみ畏れ、偽りて之を許す。敬先は出で、人をして之を執ら使め、以て上に白して而して之を誅す。

■**三月**，辛酉（3日），魏の假員外散騎常侍の**邢祐**は來聘す。

●**[魏の敕勒の反乱]**魏主は殿中尚書の**胡莫寒**をして西部敕勒（チュルク、トルコ系）を簡^{えら}び殿中武士と為さ使む。莫寒は大いに貨賂を修め、衆は怒り、莫寒及び高平の假の鎮將の**奚陵**を殺す。**夏，四月**，諸部の敕勒は皆な叛す。魏主は汝陰の王**天賜**をして兵を將いて之を討た使め、給事中の**羅雲**を以て前鋒と為す。敕勒は詐り降り、雲を襲い、之を殺し、天賜は僅かに身を以て免かる。

■**[上の病厚く休仁誅殺]**晉平の**刺王**は既に死し、建安王の**休仁**は益々自ら安んぜず。上は嬖臣の**楊運長**等と身の後之計を為し、運長等は晏駕の後を慮り、休仁が政を秉^{たば}ねれば、己の輩は專權を得ずとして、彌^{いよいよ}之に賛成す。上の疾は嘗て暴甚にして、内外は休仁に意を屬せざるは莫く、主書以下は皆な東府に往きて休仁の親信する所を訪れ、豫め自ら結納す。其の或は直に在りて出づるを得ざる者は、皆な恐懼す。上は聞きて、愈々之を惡む。**五月**，戊午（1日），休仁を召して入りて見えしめ、既に而して謂って曰く、「今夕は尚書の下省に停まりて宿し、明に早く來る可し。」

其の夜、人を遣わして藥を繼（^{ののし}続は齋）いで死を賜わる。休仁は罵^{ののし}りて曰く、

「上の天下を得るは、誰之力か邪！（8-088p）**孝武**は兄弟^{ちゅうしよ}を誅鉏する（南平王鐸・竟陵王誕・海陵王休茂）を以て、子孫は滅し絶える。今復た爾^{しか}るを為さば、宋の祚は其の久しくを得る乎！」

上は變有るを慮り、疾を^{つと}力めて輿に乗り端門を出、休仁は死するや、乃ち入る。下詔して稱す、

「休仁は禁兵を結ばんと規りて、亂逆を為さんと謀る、朕は未だ法を明らかするを忍びずして、詔を申して厲を詰む。休仁は恩をに^は慚じ罪を懼れ、遽かに自ら引決す。其の二子は宥し、降して始安縣王と為し、其の子の**伯融**は襲封するを聽^{ゆる}す可し。」

■**[上は人情を慮る]**上は人情の悦ばざるを慮り、乃ち諸大臣及び方鎮に與えて詔し、稱して、

「休仁は休祐と深く相い親しく結び、休祐に語って云う。『汝は但だ佞^なを作せ、此の法は^{おのずか}自ら身を安ずるに足る。我は從來頗る此の力を得たり。』休祐之^お隕ちしは、本は民の為に患いを除かんと欲す、而るに休仁は此^よ従り日々の嬖（^は煩わしき）懼を生ず。吾は呼びて省に入ら令むる毎に、便ち入りて**楊太妃**（休仁の生母）に辭す。吾は春中に多く之と與に雉を射て、或いは陰雨にて出でず、休仁は輒ち左右に語りて云う、『我は已に復た今日を得たり。』休仁は既に南討（尋陽を討つ事）を経て、宿衛の將帥と與に習狎^{こう}して事を共にするを經たり。吾の前者は積日にして適を失い（身体の快適を失う）、休仁は殿省に出入し、顔に和やに、厚く相い撫勞せざるはなく。其の意趣の如きは、人は能く測る莫し。事は已^{やむ}を獲ず、反覆して思惟せしに、近日に處分する有らざるを得ず。恐らくは當に必ずしも即ち解せざるべし、故に相い報知す。」

上と休仁は素より厚く、之を殺すと雖も、毎に人に謂いて曰く、

「我は建安と年時相い鄰りし（年が近接する）、少きとき便ち^{かんこう}款狎（親近）す。景和、泰始之間は、勳誠は實に重し。事計は交々切なり、相い除かざるを得ざるは、痛念之至りなれども、自ら已む能わず。」
因りて流涕して自ら勝えず。

■**[褚淵の信任]**初め、上は籓に在りて**褚淵**と風素（風標雅素、齊書の蕭子顯には風素につくる）を以て相い善し。即位に及び、深く相い仗を委ねる。上の疾に寝るや、淵は吳郡太守^た為り、急に之を召す。既に至り、入りて見みえ、上は流涕して曰く、

「吾は近ごろ危篤なり權、故に卿を召し、黃^こネ^ら羅^ろ（羅のネ）を著せ使めんと欲す耳（孤兒を淵に託す）。」

黃^はネ^は羅^ら者、乳母の服也。上は淵と建安王の休仁を誅さんと謀り、淵は以て不可と為す、上は怒りて曰く、「卿は癡人なり！與に事を計るに足らず！」

淵は懼れて而して命に従う。復（二度目）た淵を以て吏部尚書と為す。庚午（13日）、尚書右僕射の袁粲を以て尚書令と為し、褚淵を左僕射と為す。

■上は太子の屯騎校尉の壽寂之の勇健なるを惡む。有司の

「寂之は擅に邏將（続は尉）を殺す」

と奏するに會して、越州（合浦）に従し、道に於いて之を殺す。

■丙戌（29日）、追廢して晉平王の休祐を庶人す。（8-089p）

■〔休若誅殺の陰謀〕巴陵王の休若は京口に至り、建安王の死を聞き、益々懼る。上は休若が和すること厚く、能く物情を諧^{かい}緝^{しゅう}（和らげ紡ぐ）するを以て、將來に傾きて幼主を奪うを恐れ、遣使して之を殺さしめんと欲し、詔を奉ぜざらんを慮る。征（続は徵）して入朝せしめんと欲し、又た猜駭（猜疑驚駭）せんことを恐れる。**六月**、丁酉（10日）、江州刺史の桂陽王の休范を以て南徐州刺史と為し、休若を以て江州刺史と為す。手ずから書きて殷勤に、休若を召して七月七日の宴に赴か使む。

●丁未（20日）、魏主は河西に如く。

■〔休范のみ命を全うす〕**秋、七月**、巴陵の哀王の休若は建康に至る。乙丑（9日）、第に於いて死を賜い、侍中、司空を贈る。復た桂陽王の休范を以て江州刺史と為す。時に上は諸弟は俱に盡き、唯だ休范は人才は凡劣なるを以て、上の忌む所と為らず、故に全くすを得る。

■沈約は論じて曰く、（ここは難しい）

「聖人は法を立てて制を垂れるに、必ず先王を稱する所以は、蓋し遺訓餘風は、以て之を來世に貽^{のこ}すに足るに由る也。太祖は經國之義は弘しと雖も、隆家之道は足らず。彭城王の照は古を窺^{うかが}わず、徒らに昆弟之義を見、未だ君臣之禮を識らず、家情を以て之を國道に行うを冀^{こいねが}い、主は猜^{うたが}いて而して猶ほ犯し、恩は薄く而も未だ悟らず、呵訓之微行（忍び歩き、文帝が彭城王義康を殺す事、義康の罪を文帝は當に呵してこれを訓^たうべし、當に遂にこれを殺すべからざるなり）を以て、遂に親を滅す之大禍を成すに至る。端を開き隙を樹え、之を後人に垂れる。太宗は隙し易き（仲違いしやすい）之情の因りて、已に行う之典に據^より、洪枝（兄弟）を翦り落とし、顧慮するを得（続は待）ず。既に而して本の根に庇^{おおい}は無く、幼主は孤立し、神器は勢の弱きを以て傾き移り、靈命は樂推に隨いて回改し、斯れ蓋し霜を履^ふみて漸有り、堅冰（続は氷）自りて至り、由りて來る（一無し）所遠き矣！」

■裴子野は論じて曰く、

「夫れを噬^{ぜい}（噬）虎之獸も、己の子を愛するを知る。搏狸之鳥は、異なる巢を護るに非ず。太宗は螟蛉（青虫・養子・桑虫、螟蛉に子有り、蜾蠃は之を負い爾の子を教誨す、穀を式て之に似るとあり。蜾蠃は土蜂。蜾蠃に子は無く、螟蛉の子を負いて、木の洞に入り、これを保字して己の子と化すとの伝説をいう。他人の子を養いて己の子と為す事）を保字し、同氣^{そう}を剿（滅ばす）拉し、既に原に在る（詩にいう、脊令、原に在り、兄弟急難と）之天屬に迷いて、未だ父子之自然を識らず。宋の徳終わりを告げるは、天の廢するに非ざる也。夫れ危亡之君は、未だ嘗て先ず本枝を棄て、旁孽^{ばつ}（旁枝の庶子）を嫗^う煦^く（暖める、養う）す。誠を嬖狎（お気に入り）に推し、父兄を疾惡せざるはあらず。前乘して車を覆えし、後來は轡を並べる。借使叔仲國を有たば、猶お天に配するを失わず。而るに它人は入室すれば、將に七廟の祀りを絶たんとす。曾て是れ懷^{なつかし}む莫く、甘心して揃落す。晉の武（帝）は文明之托に背き、而して中州を覆えす者は賈后なり。太祖は初寧之誓いを棄て（文帝紀にあり）、而して合殿に登る者は元兇なり。

禍福に門無く、奚ぞ其れ豫擇せんや！兄弟に友于ならば、亦た安からず乎！」(8-090p)

●丙寅（10日）、魏主は陰山に至る。

■[上は蕭道成を疑う、吳喜に死を賜る] 初め、吳喜之會稽を討つ也、上に言って曰く、

「尋陽王の子房及び諸の賊帥を得て、皆な即ち東に於いて之を戮すべし。」

既に而して子房を生きて送り（131巻二年にあり）、顧琛等を釋す。上は其の新たに大功を立てるを以て、問わず、而るに之を心に銜む。荊州に克つ（尋陽が平らぎ建安王休仁は喜を遣わし進みて荊州に克つ）に及び、剽掠（ひょうりやく（脅かし掠める））し、贓（不正な手段で金品を手に入れる）すに萬を以て計をす。壽寂之の死するや、喜は淮陵太守為り、豫州諸軍事を督し、之を聞き、内に懼れ、中散大夫に啟して乞い、上は猶ほ疑い駭す。或るは、

「蕭道成は淮陰に在りて魏に貳心有り」

と譖し、上は銀壺酒を封じ、喜をして自ら持して道成に賜らしむ。道成は懼れ、逃げんと欲し、喜は情を以て道成に告げ、且つ先ず之が為に飲み、道成は即ち之を飲む。喜は朝に還り、道成を保證す。或るは密かに以て上に啟し、上は喜の計數多く、素より人情を得るを以て、其の幼主に事える能わずを恐る。乃ち喜を召して内殿に入れ、與に共に言諠して甚だ款す。既に出でて、賜るに名饌を以てす。尋ぎて死を賜い、然るに猶ほ詔を發して賻賜（財物を賜り葬儀を助く）す。

■又た劉勲等に與えて詔して曰く、

「吳喜は輕く狡きこと萬端にして、苟くも物情を取る。昔大明中には、黟（安徽省黃山市黟縣）、歙（安徽省黃山市歙縣）に亡命數千人有り、縣邑を攻め、官長を殺し、劉子尚（孝武帝の第二子、豫章王子尚、景和と同母）は三千の精甲を遣わして之を討ち、再び往きて利を失う。孝武は喜を以て數十人を將いて以て縣に至りて、群賊を説き誘わしめ、賊は即ち歸降す。詭數幻惑すること、乃ち能くすること此くの如し。泰始の初めに及び東を討つに、止だ三百人有り、直ちに三吳に造り、凡そ再び薄戰を経て、而して破岡より以東の海に至る十郡は、清蕩せざるは無し。百姓は吳河東の來たるを聞き、便ち風を望みて自ら退く。若し續しく三吳の人情を取れるに非ざれば、何を以て弭（ゆはず、止める）伏すること此くの如きを得るか！喜の心跡を尋ねるに、豈に守文之主を奉じ、國家の乗ず可き之會に遭う可けん邪！譬えば餌藥の如し、人に羸（疲）冷するに當たりて、散石（寒食散と丹石）に資りて以て身を全くすれども、熱勢が發動するに及び、堅積を去りて以て患いを止める、其の功を忘れるに非ず、勢は已むを獲ざればなる。」（吳喜誅殺の言い訳）

■[蕭道成は反対を押し切り入朝] 戊寅（22日）、淮陰（前卷前年に実施）を以て北兗州と為し、蕭道成を征（統は徴）して入朝せしむ。道成の親する所は朝廷が方に大臣を誅するを以て、

「征（統は徴）に就く勿かれ」

と勸め、道成は曰く、

「諸卿は殊に事を見ず！主上は自ら太子の稚弱を以て、諸弟を翦除し、何の它人に預るや！今は唯だ應に速かに發すべし。淹留顧望すれば、必ず將に疑わ見んとす。且つ骨肉相い殘うは、自ら靈長之祚（天子の位）に非ざれば、禍難は將に興らんとす、方に卿等とともに力を戮せんとする耳。」

既に至り、散騎常侍、太子の左衛率に拜せらる。

●八月，丁亥（1日）、魏主は平城に還る。(8-091p)

■戊子（2日）、皇子の躋を以て江夏の文獻王の義恭（131巻に父子死す）を繼がしむ。

■庚寅（4日）、上は疾に間有り、大赦す。

■戊戌（１２日）、皇子の**淮**を立てて安成王と為す、實は桂陽王の**休范**之子也。

●**「魏の顯祖の学問好きと讓位」**魏の**顯祖**は聰睿にして夙成（早熟）、剛毅にして斷有り、而して黄、老、浮屠（仏教）之學を好む。朝士及び沙門を引く毎に共に玄理を談じ、雅より富貴を薄しとし、常に世を遺るの之心有り。叔父の中都大官（代の尹）の京兆王の**子推**は沉（沈）雅仁厚にして、素より時の譽れ有るを以て、帝位を以て禪らんと欲す。時に太尉の**源賀**は諸軍を督して漠南に屯し、傳を馳せて之を召す。既に至り、公卿は會して大いに議す、皆な敢えて先ず言うは莫し。任城王の**雲**は、**子推**之弟也、對えて曰く、
「**陛下**は方に太平を隆にし、臨みて四海を覆う、豈に上は宗廟に違え、下は兆民を棄てるを得るか。且つ父子相傳は、其の來たるに久し矣。**陛下**は必ず塵務を委棄せんと欲せば、則ち**皇太子**は宜しく正統を承くべし。夫れ天下者、祖宗之天下なり。**陛下**が若し更に旁支に授ければ、恐らくは先聖之意に非ず。奸亂之心を啟き、斯れは乃ち禍福之原となり、懼れざる可からざる也。」

源賀は曰く、

「**陛下**は**皇叔**に位を禪らんと欲し、臣は**昭穆**（宗廟の靈位の席次）の紊亂（乱れ）を恐れ、後世は必ず逆祀（左傳に「僖公を躋せるは逆祀なり」）之譏（誹り）有り。願はくは深く**任城**之言を思うべし。」

東陽公の丕等は曰く、

「**皇太子**は聖徳は早く彰かとも、然るに實に沖（真つすぐ）幼なり。**陛下**は春秋に富み、始めて萬機を覽る、奈何して獨善を隆げんと欲し、天下を以て心と為さざるや、其の宗廟を若何するや！其の億兆を若何するや！」

尚書の**陸叡**は曰く、

「**陛下**が若し**皇太子**を捨てんとすれば、更に方に諸王と議せよ、臣は請う殿庭に勿頸するを、敢えて詔を奉ぜず！」

帝は怒り、色を變ず。以て宦者の選部尚書の酒泉の**趙黑**に問い、**黑**は曰く、

「臣は死を以て**皇太子**を奉戴す、其の它を知らず！」

帝は默然とし、時に太子の**宏**は生まれて五年矣、**帝**は其の幼きを以て、故に**子推**に位を傳えんと欲す。中書令の**高允**は曰く、

「臣は敢えて多言せず、願はくは**陛下**は上は宗廟の托付之重き思い、周公は成王を抱く之事を追念すべし。」

帝は乃ち曰く、

「然らば則ち**太子**を立てて、郡公は之を輔く、何の可からざる有るや！」

又た曰く、

「**陸叡**は、直臣也、必ず能く吾が子を保たん。」

乃ち**叡**を以て太保と為し、**源賀**と節を持ち皇帝の璽綬を奉じ**太子**に位を傳える。丙午（２０日）、**高祖**は皇帝に即位、大赦し、延興と改元す。**高祖**（諱は宏）は幼くして至性有り、前年、**顯祖**の癰の病いありて、**高祖**は親ら吮う。禪りを受けるに及び、悲泣して自ら勝たず。**顯祖**は其の故を問い、對えて曰く、
「親に代わる之感は、内に心は切なり。」

●丁未（２１日）、**顯祖**は下詔して曰く、

「朕は心は玄古を希い、志は淡泊に存する、爰に儲宮に命じて大位を踐升せしめ、朕は優遊して己を恭しくするを得て、心は棲（続は栖）みて浩然たり。」

群臣は奏して曰く、

「昔漢の**高祖**は**皇帝**を稱し、(8-092p)其の父を尊して**太上皇**と為して、天下を統べざるを明らかにする也。今**皇帝**は幼沖にして、萬機の大政は、猶ほ宜しく**陛下**之を總すべし。謹んで尊號を^{たてまつ}上り**太上皇帝**と曰うべし。」

顯祖は之に従う。

■己酉（23日）、**上皇**は居を崇光宮に徙して、^{さいてん}采椽（切り出したままの垂木、粗末な家）は斫らず、土階而して^{のみ}已。國之大事は^み鹹な以て聞く。崇光宮は北苑中に在り、又苑中之西山に鹿野浮圖を建て、禪僧（まだ禪宗はなく、仏教の僧の意味）と與に之に居る。

●〔北魏の柔然対策〕 **冬、十月**、魏の沃野（甘肅省寧夏道寧夏県の黄河東岸、現・銀川市永寧県）、統萬（榆林道懷遠県の西、榆林市靖辺県）の二鎮の敕勒（高車など遊牧民族）は叛し、太尉の**源賀**を遣わして衆を帥いて之を討たしむ。二千餘落を降し、餘黨を追撃して枹罕、金城に至り、大いに之を破り、斬首は八千餘級、男女の萬餘口、雜畜三萬餘頭を虜とす。**賀**に詔して都督三道諸軍とし、漠南に屯せしむ。

●是より先、魏は毎歳の秋、冬に軍を發し、三道並びて出で、以て柔然に備え、春に中たり乃ち還る。**賀**は以て為す、

「往來は疲勞し、久しく支える可からず。諸州の鎮武の健者三萬餘人を募り、三城を築いて以て之に處し、冬は則ち武を講じ、春は則ち種を耕さ使むを請う。」（いわゆる屯田）

従わず。

●庚寅（5日）、魏は南安王の**楨**を以て都督涼州及び西戎諸軍事と為し、護西域校尉を領し、涼州に鎮ぜしむ。

■上は北琅邪、蘭陵二郡の太守（徐州墮ち実支配せず）の**垣崇祖**（郁州に頓す）に淮北を經略するを命ず、**崇祖**は數百人を將いて郁洲より魏境の七百里に入り、蒙山（山東省濟南道新泰県東南、現・泰安市新泰県）に據す。

●**十一月**、魏の東兗州刺史は**於**（于）**洛侯**は之を撃ち、**崇祖**は引いて還る。

■〔壯麗な湘宮寺と虞願の批判〕 **上**（始め湘東王）は故第を以て湘宮寺と為し、極めて壯麗を備える。十級の浮圖を造らんと欲し而して能わず、乃ち分けて二と為す。新安太守の**巢尚之**は郡を罷めて入りて見ゆ、**上**は謂って曰く、

「卿は湘宮寺に至るや未だしや？此くは是れ我が大功德、錢を用うるに少なからず。」

通直散騎侍郎の會稽の**虞願**（^{いま}続は虞愿）は側に侍りて、曰く、

「此は皆な百姓の兒を賣り婦を^う貼りし錢の所為なり、佛が若し知る有れば、當に慈悲は^{さびん}嗟慟（悲嘆哀憐）すべし。罪は浮圖より高し、何の功德か之れ有るや！」

侍し坐する者は色を失う。**上**は怒り、人をして驅りて殿を下ら使め。**願**は^{おもむろ}徐に去り、異容無し。**上**は圍棋を好み、棋は甚だ拙く、第一品（名人）の彭城丞の**王抗**と圍棋し、**抗**は毎に之を假借して、曰く、

「**皇帝**は棋を飛ばし、臣**抗**は斷つ能わず。**上**は終に悟らず、之を好んで愈々篤し。」

願は又曰く、

「**堯**は此くを以て（子の）丹朱に教える、人主の宜しく好む所に非ず也。」

上は怒りて甚しと雖も、**願**が王國の舊臣なるを以て、毎に之を優しく容れる。(8-093p)

■王景文は常に盛満を以て憂いと為し、屢々位任を辭し、上は許さず。然るに中心は景文が外戚は貴盛にして、張永が累に軍旅を経るを以て、其の將來の信じ難きを疑い、乃ち自ら謠言を為して曰く、「一士は親しむ可からず、弓長く人を射殺す。」

景文は彌々懼れ、自ら揚州を解くと表し、情は甚だ切至なり。詔して報じて曰く、

「人は貴要に居れば、但だ心は若為を問う耳。大明之世、巢（尚之）、徐（爰）、二戴（戴法興、戴明寶）は、位は戟を執るに過ぎず、權は人主に亢（極める）す。今袁粲（袁愍孫 420 年-477 年）は僕射と作り領選す、而れど人は往往にして粲の有るを知らず、粲が遷りて令と為り、之に居りて疑わず。人情は粲に向かい、淡然として亦た復た改めず。常日、此くを以て貴位要任に居れば、當に憂競（競にすべし）を至す有る可きや不や？夫れ貴は高ければ危殆（危険）之懼れ有り、卑賤なれば填壑（谷を埋める）之憂有り、禍を避けるの心有るは、運に任じるに於いては無心に如かず。存亡之要は、鉅細（巨細）一揆なる耳。」

太宗明皇帝下泰豫元年（壬子，472年）

■春，正月，甲寅（1日）朔，上は疾の久しく平かならずを以て、改元す。戊午（5日），皇太子は四方の朝賀の者を東宮に會し、並びて貢計を受ける。

●大陽（湖北省東部江漢道蕪春県、現・黄冈市蕪春県）蠻の酋の桓誕は沔水以北、湟（河の名前で古の沔水、今は沙河。河南省河洛道魯山県の西呉大勳り出て東南流れて襄城県にいたりて汝水に合し又東して潁河に入る。）、葉（河南省汝陽道葉県、現・平頂山市葉県）以南の八萬餘落を擁し魏に降り、自ら、

「桓玄之子、蠻中に亡匿（隠れる）す」

と雲い、智略を以て群蠻の宗とする所と為る。魏は誕を以て征南將軍、東荊州（比陽県に治す）刺史、襄陽王と為し、自ら郡縣の吏を選するを聽す。起部（工部）郎の京兆の韋珍をして誕と新民を安集し、諸事を區置せ使め、皆な其の所を得る。（この後諸蠻は魏に降って、宋を侵す）

●[柔然の侵攻撃退] 三月（二月とあるが干支あわず）、柔然は魏を侵し、上皇は將を遣わして之を撃つ。柔然は走る。東部の敕勒は叛して柔然に奔り、上皇は自ら將いて之を追い、石磧（石漠）に至り、及ばず而して還る。

■[外戚の王景文に死を賜る] 上は疾篤く、晏駕之後、皇后は朝に臨み、江安の懿侯の王景文（皇后の兄）は元舅之勢いを以て、必ず宰相と為り、門族は強盛にして、或いは異なる圖有らんと慮る。己未（7日）、遣使して藥を繼（続は齋）いで景文に死を賜い、手ずから敕して曰く、

「卿とは周旋（幹旋、色々あつたが）、卿の門戸を全くせんと欲し、故に此くの處分有り。」

敕は至り、景文は正に客と棋をし、（敕の）函を叩きて已に見て、復た局下に置き、神色は變わらず、方に客と行（東を討たんとして西に出る）を思い劫（非常に長い時間）を争う。局の竟わりて、子（碁石）を斂めて奩（入れ物）に内め畢わり、徐に曰く、

「敕を奉ずるに賜うに死を以て見らる。」

方めて敕を以て客に示す。中直兵（親兵を掌る將官）の焦度趙は智略ありて憤怒して、曰く、

「大丈夫は安んぞ能く坐して死を受けるや！（揚）州（王景文は揚州刺史）中の文武は數百、一奮を以て足る。」

景文は曰く、

「卿の至心を知る。（8-094P）若し念ぜ見れんに者、我が百口（親族）の（安全の）計を為さん。」

乃ち墨啓（墨啓、手書きの奏啓）を作りて敕に答えて謝を致し、藥を飲みて而して卒す。開府儀同三司を贈る。

上は夢に人有り告げて曰く、

「豫章太守の劉惔は反す。」

既に寤めて、人を遣わして郡に就き之を殺さしむ。

●魏の顯祖（ここは魏主とするべき）は平城に還る。

●庚午（17日）、魏主は籍田に耕す。

■夏，四月，垣崇祖を以て徐州の事を行い，徙して龍沮（山東省濟寧道蘭山県 or 江蘇省東海県南 60 里、現・連雲港市東海県）に戍せしむ。

■[明皇帝は殂す、蒼梧王は十歳] 己亥（17日）、上は大漸（帝の病重篤）し、江州刺史の桂陽王の休范を以て司空と為し、又た尚書右僕射の褚淵を以て護軍將軍と為し、中領軍の劉劭に右僕射を加え、淵、劭と尚書令の袁粲、荊州刺史の蔡興宗、郢州刺史の沈攸之に詔して並びて顧命を受けしむ。褚淵は素より蕭道成と善く、上に薦を引いて、詔して又た道成を以て右衛將軍（左右衛は晉官、衛尉は漢官なり。禁衛の兵柄は皆道成に歸す）と為し、衛尉を領し、袁粲等と共に機事を掌らしむ。是の夕、上は殂す（時に 34 歳）。庚子（18日）、太子は皇帝に即位し、大赦す。時に蒼梧王（太子）は方に十歳、袁粲、褚淵は政を秉り、太宗の奢侈之後を承けて、務めて節儉を弘め、其の弊を救わんと欲す。而るに阮佃夫、王道隆等は事をを用い、貨賂は公に行い、禁ずる能わざる也。

■乙巳（23日）、安成王の准を以て揚州刺史と為す。

■五月，戊寅（27日）、明皇帝を高寧陵（江蘇省金陵道江寧県東北、幕府山、南京市江寧区）に葬し、廟號を太宗とす。六月，乙巳（24日）、皇后を尊びて皇太后と曰い、妃の江氏を立てて皇后と為す。

●[柔然は敦煌を寇す] 秋，七月，柔然部帥の無盧真は三萬騎を將して魏の敦煌を寇し、鎮將の尉多侯は撃ちて之を走らす。多侯は、眷（魏の太武に事え赫連を平らぐの功あり）之子也。又た晉昌を寇し、守將の薛奴は撃ちて之を走らす。

●戊午（8日）、魏主は陰山に如く。戊辰（18日）、帝母の陳貴妃を尊びて皇太妃と為し、更に諸國の太妃を以て太姬と為す。

■[王道隆と蔡興宗] 右軍將軍の王道隆は蔡興宗の強直を以て、上流に居ら使むを欲せず、閏月，甲辰（24日）、興宗を以て中書監と為す。更に沈攸之を以て都督荊、襄等八州諸軍事、荊州刺史と為す。興宗は中書監を辭して拜せず。王道隆は興宗に詣る毎に、履を躡んで前に到り、敢えて席に就かず、良久くして去り、竟には呼びて坐せず。

■[沈攸之の荊州自立] 沈攸之は自ら才略は人に過ぎると以い、夏口（郢州）に至るより以來（前卷五年）、陰に異志を蓄える。荊州に徙るに及び、郢州の士馬、器仗を精しき者を擇び、多く以て自ら隨う。官に到り、討蠻を以て名と為し、大いに兵力を發し、才勇を招聚し、部勒は嚴整にして、常に敵の至る如し。賦斂を重くし以て器甲を繕い、舊應に台に供す者は皆な割きて之を留め、(8-095P)馬を養うに二千餘匹に至り、戰艦を治めるに千艘に近く、倉廩、府庫は充ちて積まざるは莫し。士子、商旅の荊州を過ぎる者は、多く羈（つなぎ止める）留する所と為る。四方の亡命して之に歸する者は、皆な蔽い匿して擁護す。部する所の或は逃亡する有り、遠近と無く窮迫し、必ず得て而して止む。舉錯は專恣にして、復た敕（台省の下す者は符、命を下すに中書門下を経る者は勅）を承用せず、朝廷は疑いて而して之を憚る。政を為すに暴を刻み、或いは士大夫を鞭撻（むち打つ、励ます）す。上佐以下、面に冒辱を加える。然るに吏事は精明、人は敢て欺かず、

境内の盗賊は屏息し、夜の戸は閉めず。

■ **〔群蠻大騒動〕** 攸之は群蠻を賤罰^{たんばつ}（経済封鎖か、罪を購う資）すること太いに甚し、又た五溪^{ぎょえん}の魚鹽を禁じ、蠻は怨みて叛す。西溪（西水の武陵の五溪の一、源は四川省東川道西陽県界より出て、東流して湖南省に入り東南流して沅陵県に入り西して沅に入る、現・西陽土家族苗族自治州、湖南省懷化市沅陵県）の蠻王の田頭擬は死し、弟の婁侯は篡立し、其の子の田都は走りて獠中に入る。是に於いて群蠻は大亂し、武陵（現・湖南省常德市武陵区）の城下に至るまで抄掠す。武陵内史の蕭嶷は隊主の張英兒を遣わして撃ちて之を破り、婁佩を誅し、田都を立て、群蠻は乃ち定まる。嶷（蕭道成の子）は、蹟（蕭道成の子）之弟也。

■ **八月**，戊午（8日），樂安の宣穆公の**蔡興宗**は卒す。

● **九月**，辛巳（2日），**魏主**は平城に還る。

● **冬**，**十月**，柔然は魏を侵し、五原に及ぶ。**十一月**，**上皇**は自ら將して之を討つ。將に漠を度らんとし、柔然は北に走ること數千里，**上皇**は乃ち還る。

● 丁亥（9日），魏は**上皇**之弟の**略**を封じて廣川王（統を採用、文川王は×）と為す。

■ 己亥（21日），郢州刺史の**劉秉**を以て尚書左僕射と為す。**秉**は，**道憐**之孫也，和弱にして干能無く，宗室の清令（清善）なるを以て，故に**袁**、**褚**（虚名を尚びて実用無し、姦雄に制せられる所以）は之を引く。

■ 中書通事の舍人（晉初に中書舍人・通事各々一人を置く。東晋は舍人をして事を通じせしむ）の**阮佃夫**に給事中、輔國將軍を加え，權任は轉た重し，其の親む所の吳郡の**張澹**を用いて武陵郡と為さん欲し。**袁粲**等は皆な同ぜず，**佃夫**は敕と稱して施行し，**粲**等は敢えて執らず。（己の意見を主張せず）

● **〔魏は生贄禁止〕** 魏の有司は奏す、「諸々の祠祀の合わせて一千七十五所，歳ごとに七萬五千五百の牲（生け贄）を用いる。」**上皇**は其の多く殺をす惡んで，詔して、「今自り天地、宗廟、社稷に非らざれば，皆な牲を用いる勿かれ，薦めるに酒脯を以て而して已む。」

蒼梧王上（後廢帝）太宗明皇帝下元徽元年（癸丑，473年）

（蒼梧王の諱は昱、字は德融、小字は慧震、明帝の長子）

■ **春**，**正月**，戊寅（1日）朔，改元し，大赦す。

■ 庚辰（3日），魏の員外散騎常侍の**崔演**は來聘す。戊戌（21日），

● 魏の**上皇**は（柔然討伐より）還り，雲中に至る。

● **〔魏の農業振興、牛の貸与〕** **二月**（表示無し）**癸丑**（6日），魏は守令に詔して農事を勸課し，同部之内，貧富は相い通じ，家には兼牛有れば，無き者に通借（貸与）せしむ。若し詔に従わざれば，一門は終身仕えざらしむ。

● 戊午（11日），魏の**上皇**は平城に至る。

● **〔魏の地方官昇進規定〕** 甲戌（27日），魏は詔す、

「縣令は能く一縣の劫盜を靜める者は，二縣を治めるを兼ね，即ち其の祿を食むべし。能く二縣を靜める者は，兼ねて三縣を治め，三年にして遷して郡守と為さん。二千石能く二郡を靜めれば上りて三郡に至りて亦た之の如し，三年にして遷して刺史と為さん。」

■ **〔凡訥な桂陽王の休范の陰謀〕** 桂陽王の**休范**は，素より凡訥にして，解を知る少なく，諸兄の齒（列）

遇する所と為さず、物情（人望）は亦た之に向かわず、故に太宗之末は禍を免かるるを得る。帝の即位に及び、年は冲幼に在り、素族（袁粲、褚淵）は政を乗り、近習（阮佃夫、王道隆等）は權を用いる。休范は自ら謂う、「尊親二莫し（帝の諸父は休范以外すべて誅殺され、二人はいない）、應に入りて宰輔（宰相）と為るべし」と。既に志の如くならず、怨憤するに頗る甚し。典簽の新蔡の許公興は之が謀主と為り、休范をして節を折りて土に下し、厚く相い資給せ令む。是に於いて遠近は之に赴き、歲中に萬計す。勇士を收養し、器械を繕治す。朝廷は其の異志有るを知り、亦た陰に之が備えを為す。會々夏口の鎮を闕く、朝廷は其の地の尋陽の上流に居るを以て、腹心をして之に居ら使めんと欲す。二月，乙亥（28日），晉熙王の變を以て郢州刺史と為す。變は始めて四歲，黃門郎（黃門侍郎）の王奐を以て長史と為し，府州事を行わしめ，資力を以て配し，夏口に鎮ぜ使む。復た其の尋陽を過ぎるに休范の劫留する所と為るを恐れ，太湫（安徽省蕪湖道貴池県、現・池州市貴池区）より徑ちに去ら使む。休范は之を聞き，大いに怒り，密かに許公興と建康を襲わんと謀る。表して城惶を治め，多く材板を解いて而して之を蓄える。奐は，景文之兄子也。

● 「魏と吐谷渾王の拾寅の戦い」 吐谷渾王の拾寅は魏の澆河（甘肅省西寧道巴戎・循化・貴徳県を流れる川、現・海東市化隆回族自治县等）を寇す。夏，四月，戊申（2日），魏は司空の長孫觀を以て大都督と為し，兵を發して之を討つ。

● 魏は孔子の二十八世の孫の乗を以て崇聖大夫（先輩を尊敬崇拜するを以て官に名付ける）と為し，十戸を給し以て灑（灑は酒）掃に供す。

● 秋，七月，魏は詔す、

「河南の六州（青洲兖州徐州豫州齊州東徐州）之民は，戸ごとに絹一匹，綿一斤，租三十石を収めるべし。」

● 乙亥（1日），魏主は陰山に如く。

● 「吐谷渾王の拾寅は魏に降る」 八月，庚申（16日），魏の上皇は河西に如く。長孫觀は吐谷渾の境に入り，其の秋の稼ぐを芻（青田刈り）す。吐谷渾王の拾寅は窘（苦しむ）急にして，降を請い，子の斤を遣わして入りて侍さしむ。是より歲に職貢（貢ぎ物）を修める。

● 九月，辛巳（8日），上皇は平城に還る。

■ 遣使して魏に如かしむ。（8-097P）

■ 冬，十月，癸酉（30日），南兖、豫州之境を割きて徐州を置き，鐘離（安徽省淮泗道鳳陽県、徐州市鳳陽県）に治す。

● 魏の上皇は將に入寇せんとし，州郡之民に詔して十丁に取るに一を以て行（征行）に充て，戸ごとに租五十石を収め以て軍糧の備えとす。

● 魏の武都の氐は反し，仇池を攻め，長孫觀に詔して師を回して之を討たしむ。

● 「武都王は魏に降る」 武都王の楊僧嗣は葭蘆に於いて卒し，從弟の文度は自立して武興王と為り，遣使して魏に降る。魏は以文度を以て武興鎮將と為す。

■ 十一月，丁丑（4日），尚書令の袁粲は母の憂を以て職を去る。

● 「薛虎子の返還」 癸巳（20日），魏の上皇は南巡して，懷州（魏天安二年河内郡に置く、河南省河北道武陟県、現・焦作市武陟県）に至る。枋頭の鎮將の代人の薛虎子は，先に馮太后の黜ける所と為り，門士と為る。時に山東は饑えて，盜賊は競い起こり，相州民の孫海等五百人は稱して、

「虎子は鎮に在りては，境内は清晏なり」

と虎子を還さんを乞う。上皇は復た虎子を以て枋頭の鎮將と為し，即日官に之く，數州の盜賊は皆な息

む。

■**十二月**，癸卯（1日）朔，日に之を食する有り。

■乙巳（3日），江州刺史の桂陽王の**休范**は進みて太尉に位す。

■詔して**袁粲**を起し，衛軍將軍を以て職を攝せしめ，**粲**は固辭す。

●壬子（10日），柔然は魏の，柔玄鎮（魏の六鎮の一、山西省雁門道天鎮県、現・大同市天鎮県）を侵し二部の敕勒は之に應ず。

●魏の州鎮十一、水旱ありて，相州の民の餓死者するは二千八百餘人。

●是の歲，魏の妖人の**劉舉**は衆を聚めて天子を自稱す。劉州刺史の武昌の**王平原**は討ちて之を斬る。平原は，**提**（125 卷宋文帝元嘉 24 年にあり）之子也。

太宗明皇帝下元徽二年（甲寅，474年）

●**春，正月**，丁丑（5日），魏の太尉の**源賀**は疾を以て罷む。

●**二月**，甲辰（3日），魏の上皇は平城に還る。

■**三月**，丁亥（16日），魏の員外散騎常侍の**許赤虎**は來聘す。

【桂陽王劉休范の反乱を蕭道成鎮圧】

■【桂陽王休范の反乱】**夏，五月**，壬午（12日），桂陽王の**休范**（続は休範）は反す。民船を掠め，軍隊（軍主隊士）をして力に稱^{かな}いて（その衆力に依じて）請受せしめ，付するに材板を以てし，合手（総掛かりにて）して装治す。數日にして即ち辦ず。丙戌（16日），**休范**は衆二萬、騎五百を帥いて尋陽を發し，晝夜道を取る。書を以て諸の執政に與え，稱して、

「**楊運長**、**王道隆**は先帝を蠱惑^{こわく}し，建安、巴陵二王をして罪無くして戮を被ら使む（前の明帝泰始七年）。望むらくは二豎を執録し，以て冤魂に謝すべし。」

■【蕭道成の堅守論が勝つ】庚寅（20日），大雷の戍主の**杜道欣**は馳せ下りて變を告げ，朝廷は惶駭す。護軍の**褚淵**、征北將軍の**張永**、(8-098P)領軍の**劉劭**、僕射の**劉秉**、右衛將軍の**蕭道成**、游擊將軍の**載明寶**、驍騎將軍の**阮佃夫**、右軍將軍の**王道隆**、中書舍人の**孫千齡**、員外郎（員外散騎侍郎）の**楊運長**は中書省に集まり事を計り，有言する者莫し。**道成**は曰く、

「昔上流に逆の謀りあり，皆な淹緩^{うんかん}に因りて敗に致る。**休范**は必らず遠く前失に懲り，輕兵にて急に下り，我の備え無しに乗るべし。今は變に應じる之術，遠く出るは宜しからず。若し偏師が律を失えば，則ち大いに衆心を沮^{はば}まん。宜しく新亭、白下に頓^{とど}まり，宮城、東府、石頭を堅守し，以て賊の至るを待つべし。千里の孤軍は，後に委積（補給）する無く，戰を求めても得ざれば，自然に瓦解す。我は新亭に頓して以て其の鋒に當たるを請う。征北（將軍）は白下を守り，領軍（將軍）は宣陽門に屯して諸軍の節度を為すべし。諸貴は殿中に安坐し，須らく競い出ずべからず，我は自ら賊を破ること必ずかな矣！」

因りて筆を索^{もと}めて議を下す。衆は並びて注し、

「同じくす」。

孫千齡は陰^{ひそか}に**休范**と通謀し，獨り曰く、

「宜しく舊に依り軍を遣わして梁山に據らん。」

道成は正色して曰く、

「賊は今已に近し、梁山は豈に至る得る可けんや！新亭は既に是の兵冲（続は衝）にして、死を以て國に報じんと欲する所なる耳。常の時は乃ち屈曲して相い従う可くも、今は得ざる也！」

坐起ちて、**道成**は顧みて**劉勉**に謂って曰く、

「領軍は已に鄙議に同ず、改易する可からず！」

袁粲は難を聞き、（喪に服して衰弱していて）扶け曳かれて殿に入る。即日、内外は戒厳す。

■ **〔蕭道成の迎撃体制〕****道成**は前鋒の兵を將いて出でて新亭に屯し、**張永**は白下に屯し、前南兗州刺史の**沈懷明**は石頭に戍し、**袁粲**、**褚淵**は殿省に入りて衛る。時に倉猝にして、甲を授ける暇あらず、南北の二武庫を開き、將士の意の取る所に隨う。

■ **蕭道成**は新亭に至り、城壘を治めて未だ畢^おわらず、辛卯（21日）、**休范**の前軍は已に新林（建康城から20里、我が3里）に至る。**道成**は方に衣を解いて高臥して以て衆心を安んじ、白虎の幡を徐^{おもむろ}に索^{もと}め、西垣に登り、寧朔將軍の**高道慶**、羽林監の**陳顯達**、員外郎の**王敬則**をして舟師を帥いて**休范**と戦わしむ、頗る殺獲する有り。壬辰（22日）、**休范**は新林より舟を捨て歩にて上り、其の將の**丁文豪**は**休范**に直ちに台城を攻めるを請う。**休范**は**文豪**を遣わし別に兵を將いて台城に趣かしめ、自ら大衆を以て新亭の壘を攻める。**道成**は將士を帥（続は率）いて力を悉くして戦い拒み、已より午に至る、外勢は愈々盛んにして、衆は皆な色を失う、**道成**は曰く、

「賊は多しと雖も而して亂れ、尋ぎて當に破るべき矣。」

■ **〔黃回と張敬兒は偽降にて休范を殺害〕****休范**は白服にて、肩輿に乗り、自ら城南の滄臨觀（勞山の上、江寧県の南15里）に登り、數十人を以て自衛す。屯騎校尉の**黃回**と越騎校尉の**張敬兒**は詐り降り以て之を取らんと謀る。回は敬兒に謂って曰く、

「卿は之を取る可し、我は誓って諸王を殺さず！」

敬兒は以て**道成**に白す。**道成**は曰く、

「卿の能く事に力（続は辨）すれば、當に本州（敬兒は南陽の冠軍、雍州のこと）を以て相い賞すべし。」

乃ち回と城南に出でて、仗を放ちて（武装放棄）走り、大いに呼んで降ると稱す。**休范**は喜び、召いて輿の側に至らしめ、(8-099P)回^{いつわ}は陽りて**道成**の密意を致し、**休范**は之を信じ、二子**德宣**、**德嗣**を以て**道成**に付けて質と為す。二子は至り、**道成**は即ち之を斬る。**休范**は回、敬兒を左右に置き、親する所の**李恆**、**鍾爽**は諫めるも、聽かず。時に**休范**は日々に醇酒を飲み、回^{いつわ}は**休范**の備え無しを見、敬兒に目くばせす。敬兒は**休范**の防身の刀を奪い、**休范**の首を斬り、左右は皆な散り走る。敬兒は馬を馳せて首を持ち新亭に歸る。

■ **〔休范の首の遺棄で大混乱〕****道成**は隊主の**陳靈寶**を遣わして**休范**の首を送り台に還らしむ。**靈寶**は道にて**休范**の兵に逢い、首を水に棄て、挺身して達するを得、唱えて云わく、

「已に平らぐ」

而るに以て驗（証明）と為す無く、衆は之を信ずる莫し。**休范**の將士も亦た之を知らず、其の將の**杜黑驪**は新亭を攻めること甚だ急なり。**蕭道成**は射堂に在り、司空（**休范**）の主簿の**蕭惠朗**は敢死の士數十人を帥いて東門に突入し、射堂の下に至る。**道成**は上馬し、麾下を帥いて搏戦し、**惠朗**は乃ち退き、**道成**は復た城を保つを得る。**惠朗**は、**惠開**（131 卷明帝泰始元年二年に見える）之弟也、其の姉は**休范**の妃と為る。**惠朗**の兄の黃門郎の**惠明**、時（続による、明は×）に**道成**の軍副と為り、城内に在り、了^{つひ}に自ら疑わず。

■ **〔両軍疲労困憊す〕****道成**は**黑驪**と拒み戦い、晡より旦に達し、矢石は息まず；其の夜、大雨となり、鼓叫は復た相い聞こえず。將士は積日寢食するを得ず、軍中の馬は夜に驚き、城内を亂走す。**道成**は燭を秉

り正坐し、聲を厲^{はげ}まして之に呵し、是くの如き者は數四。

■ **「建康城侵入を許す」** 丁文豪は阜莢橋（新亭の北）に於いて台軍を破り、直ちに朱雀桁（大航なり、秦淮河上の朱雀門外にあり）の南に至り、杜黑驪も亦た新亭を捨て北に朱雀桁に趣く。右軍將軍の王道隆は羽林の精兵を將いて朱雀門の内に在り、急に鄱陽の忠昭公の劉勉を石頭に召す。勉は至り、桁を撤すを命じて以て南軍之勢を折らしめ、道隆は怒りて曰く、

「賊は至れば、但だ當に急に撃つべし、寧ろ桁を開きて自から弱める可けん邪！」

勉は敢えて復た言わず。道隆は勉^{うなが}に趣して進み戦わしめ、勉は桁の南に渡り、戦い敗れて而して死す。黑驪等は勝ちに乗りて淮を渡り、（蕭道成が恐れたように）道隆は衆を棄てて走りて台に還る、黑驪の兵は追いて之を殺す。黃門侍郎の王蘊は重傷、御溝之側に於いて^{たお}踣れ、或は之を扶けて以て免かる。蘊は、景文之兄の子也。是に於いて中外は大震し、道路は皆な云う、

「台城は已に陷る」

白下、石頭之衆は皆な潰え、張永、沈懷明は逃げ還る。宮中は新亭も亦た陷るを傳え、太后は帝の手を執りて泣いて曰く、

「天下は敗れるかな矣！」

■ **「劉勉と蕭道成」** 是より先、月は右執法（星座の名前、太微南蛮中の二歩氏を端門といい、東を左執法、西を右執法）を犯して、太白は上將（東蕃の四星、その北星を上將、西蕃の四星の第一も上將）を犯し、或は劉勉に解職を勧める。勉は曰く、

「吾は心を執りて己を行ふ、幽明に愧^はずる無く、若し災眚^{せい}（白そこひ、災い）必ず至れば、避けても豈に免かるを得んや！」

勉は晩年は頗る高尚を慕い、園宅を立て、名づけて東山と為し、世務を遺落し、部曲を罷れ遣わす。蕭道成は勉に謂って曰く、

「將軍は顧命を受け、幼主を輔し、此く艱難之日に當たり、而して深く從容^{たつと}を尚^{たつと}び、羽翼を廢省す。一朝事至れば、悔いるとも追う可けん乎！」

勉は從わずして而して敗れる。

甲午（24日）、（8-100P）撫軍長史の褚澄は東府門を開けて南軍を納め、安成王の准を擁して東府に據り、桂陽王の教えと稱して曰く、

「安成王は、吾が子也、侵犯するを得る勿かれ。」

澄は、淵之弟也。杜黑驪^{ただ}は徑ちに進みて杜姥宅（建康にあり、晉の成帝の杜皇后の母の裴氏は第を南掖門外に建てる）に至り、中書舍人の孫千齡は承明門（文帝元嘉25年に新たに廣莫門をつくり改名）を開いて出で降り、宮省は恒憂す。時に府藏は已に竭え、皇太后、太妃は宮中の金銀器物を剔^{へぐ}り取りて以て賞に充て、衆は鬥志有るは莫し。

■ **「休范の已に死を知り瓦解」** 俄に而して丁文豪之從は休范の已に死すを知り、^{ようや}稍く退散せんと欲す。文豪は厲聲して曰く、

「我は獨り天下を定める能わず邪！」

許公典は詐りて、

「桂陽王は新亭に在り」

と稱し、士民は惶惑し、蕭道成の壘に詣り投刺（名刺を差し出す）する者は千數を以てす。道成は得て、皆之を焚き、北城に登りて謂って曰く、

「劉休范の父子は昨は已に戮^{りく}に就き、屍は南岡（勞山の岡、新亭の城南）の下に在り。身は是れ蕭平南（將軍）、

諸君は諦めて之を視よ、名刺は皆已に焚き、憂懼する勿かれ也。」

■ 「道成は宮城を把握」 道成は陳顯達、張敬兒及び輔師將軍の任農夫、馬軍主の東平の周盤龍等を遣わして兵を將いて、石頭より淮を濟り、承明門從り入りて宮省を衛らしむ。袁粲は慷慨して諸將に謂って曰く、

「今寇賊は已に逼りて而して衆情は離沮し、孤子（服喪中につき）は先帝の付託を受け、國家を綏靖する能わず、諸君と同じく社稷に死すを請うや！」

甲を被り上馬して、將に之を驅らんとす。是に於いて陳顯達等は兵を引いて出戦し、杜黑驪を杜姥宅に於いて大破し、飛矢は顯達の目を貫く。丙申（26日）、張敬兒等は又た黑驪等を宣陽門に破り、黑驪及び丁文豪を斬り、進みて東府に克ち、餘黨を悉く平らぐ。蕭道成は振旅して建康に還り、百姓は緣道に聚りて觀て、曰く、

「國家を全くする者は、此の公也！」

道成と袁粲、褚淵、劉秉は皆な上表して咎を引いて解職す、許さず。丁酉（27日）、嚴を解き、大赦す。

■ 柔然は遣使して來聘す。

■ 「戦後処理」 六月，庚子（1日）、平南將軍の蕭道成を以て中領軍、南兖州刺史と為し、留まりて建康を衛らしめ、袁粲、褚淵、劉秉と與に日を更め入り直して事を決し、號して「四貴」と為す。

■ 「反乱を予測した沈攸之」 桂陽王の休范之反する也、道士の陳公昭をして《天公書》を作ら使めて、題に云う「沈丞相」、荊州刺史の沈攸之の門者に付す。攸之は開いて視ず、公昭を推得（推検して得る）し、之を朝廷に送る。休范の反するに及び、攸之は僚佐に謂って曰く、

「杜陽は必ず我と之を同じくすと聲言す。若し顛沛（危難の時に奔走顛仆して王事に従う）して王に勤めざれば、必ず朝野之惑を増さん。」

乃ち南徐州刺史の建平王の景素、郢州刺史の晉熙王の燮、湘州刺史の王僧虔、雍州刺史の張興世と同じく兵を擧げて休范を討つ。休范は中兵參軍の長惠連等を留めて尋陽を守らしめ、燮は中兵參軍の馮景祖を遣わして之を襲わしむ。癸卯（4日）、(8-101P)惠連等は開門して降を請い、休范の二子を殺し、諸鎮は皆な兵を罷む。景素は、宏（建平王宏は文帝の子）之子也。

● 「魏の顯祖の治世」 乙卯（16日）、魏は詔して曰く、

「下民は凶戾にして、親戚を顧みず、一人惡を為せば、殃は闔（わざわい こう 閉じる）門に及ぶ。朕は民の父母と為り、深く愍悼（哀悼）する所なり。今より謀反、大逆、外叛に非ざれば、罪は其の身に止むべし。」

是に於いて始めて門房之誅（一族連座制）を罷める。

● 「法律に厳しい政治と上皇の後見」 魏の顯祖は治を為すに勤め、賞罰は嚴明にして、慎みて牧守を擇び、廉を進めて貪を退く。諸曹の疑事は、舊は多く奏決し、又た口から詔敕を傳え、或いは上皇の命を矯擅（詐稱詔命、專斷獨行）するに致る。事の大小と無く、皆な律に據りて名を正し、疑奏を為すを得ず。（律と）合えば則ち制可（手詔して許可）し、違えば則ち彈詰（詰問）して、盡く墨詔を用いる、是に由りて事は皆な精しく審す。尤も刑罰は重んじて、大刑（死刑）は多く覆鞠（再度正す）せ令め、或は囚系は年を積む。群臣は頗りに以て言を為す、上皇は曰く、

「獄の滯るは誠の善治に非ず、猶ほ^{りんそつ}（順序立て出し抜け、続は倉猝）に而して濫れるは^{しか}（続は愈）らずや！夫れ人は幽苦して則ち善を思い、故に智者は^{れいぎよ}（牢獄）を以て福堂と為す、朕は特に之を苦しみ、其の改

悔せんを欲し而して矜^{きょうじよ}恕^の（哀れみ）を加える爾。」

是に由りて囚系は滞ると雖も、而も刑する所の多くは其の宜しきを得る。又た以えらく赦は奸（続は姦）を長ぜ令むるを以て、故に延興（秦始七年に魏は改元）より以後は、復た赦有らず。

■**秋，七月**，庚辰（11日），皇弟の友を立てて邵陵王と為す。

■**〔沈攸之は開府儀同三司を辞退〕**乙酉（16日），荊州刺史の沈攸之に開府儀同三司を加え、攸之は固く辞す。執政は攸之を征（続は徴）せんと欲し而して命を發するを憚り、乃ち太后令を以て中使を遣わし謂って曰く、

「公は久しく外に勞す、宜しく京師に還るべし。任寄は實に重く、未だ之を輕んじるを欲せず。進退の可否は、公の擇ぶ所に在り。」

攸之は曰く、

「臣は廓廟之資無く、中に居るは實に其の才に非ず。蠚^{えびす}、蟹^{あま}（水上の蠚）を撲討し、清江、漢を克清するに至りては、敢えて辞する有らず。自ら上すに此くの如しと雖も、去留は伏して朝旨を聽かん。」

乃ち止む。

●**〔敦煌の徒民の是非の論議〕**癸巳（24日），柔然は魏の敦煌を寇し、尉多侯は撃ちて之を破る。尚書は奏す、

「敦煌は僻遠にして、西、北の強寇（吐谷渾と柔然）之間に介居し、恐らく自ら固まる能わず、内に徙して涼州に就くを請う。」

群臣は集議し、皆な然ると以て為す。給事中の昌黎の韓秀は獨り以て為す、

「敦煌之置くは、日已に久しく為る。強寇が逼ると雖も、人は戰鬥を習い、縦え草竊（小賊）有りとも、大害を為さず。常に循^{したが}いて戍を置けば、以て自ら全くすに足る。而して能く西、北二虜を隔閼（隔て阻む）し、相い通じるを得ざら使む。今徙して涼州に就ければ、唯だ國を蹙める之名有るのみにあらず、且つ姑臧は敦煌を去ること千有餘里、防邏（巡邏）は甚だ難く、二虜は必らず交通して闕（覗う）□（門に愈）之志有り。若し涼州に騷動あれば、則ち關中は枕を安ずるを得ず。（8-102P）又た、士民は或いは土に安んじ遷を重らば（生まれ故郷から離れようとしない）、外寇を招引し、國の深き患と為り、慮からざる可からざる也。」

乃ち止む。

■**九月**，丁酉（29日），尚書令の袁粲を以て中書監と為し、司徒を領せしむ。褚淵に尚書令を加える。

劉秉は丹陽尹とす。粲は固辞し、反りて墓所に居るを（元々親の死の謹慎中に急ぎ徴された）求める。許さず。淵は褚澄を以て吳郡太守と為し、司徒の左長史の蕭惠明は朝に言つて曰く、

「褚澄は開門して賊を納め、更に股肱の大郡と為り、王蘊は力戰して幾^{ほとんど}んど死せんとし、棄てて而して收めず。賞罰は此くの如きは、何の亂れざるを憂えん！」

淵は甚だ慚ず。**冬，十月**，庚申（23日），侍中の王蘊を以て湘州刺史と為す。

■**十一月**，丙戌（19日），帝は元服を加え、大赦す。

■**十二月**，癸亥（27日），皇弟の躋を立てて江夏王と為し、贊を武陵王と為す。

●是歲，魏の建安貞王の陸叡^{りくはつ}は卒す。

太宗明皇帝下元徽三年（乙卯，475年）

■**春，正月**，辛巳（15日），帝は南郊、明堂に祀す。

■**〔張敬兒を雍州刺史と為す〕**蕭道成^{おも}は以えらく、襄陽は重鎮なり、張敬兒は人位は俱に軽く、之に居ら
使めるを欲さずと。而るに敬兒（道政は既に認めた）は之を求めて已まず、道成に謂って曰く、

「沈攸之は荊州に在り、公は其の何んぞ作す所を欲するを知るや。敬兒を出して、以て表裡之制（道政は内
にあり攸之は外にあり後を制すを表裏という）せざれば、公之利に非ざるを恐れる。」

道成は笑って而して無言なり。**三月**，己巳（4日），驍騎將軍の張敬兒を以て都督雍、梁二州諸軍事、雍
州刺史と為す。

■沈攸之は敬兒の上るを聞き、其の襲^れわ見^{ひそか}んを恐れ、陰に之の備えを為す。敬兒は既に至り、攸之に奉
事し、親しく敬して甚だ至り、動もすれば輒ち咨稟^{やや}し、信饋^き（食物や物を贈る）絶たず。攸之は以て誠に然り
と為し、酬報するに款（真心）厚す。書を累して遊獵に因りて境上に會さんと欲し、敬兒は報じるに以て為
す、

「心期は在る有り、景跡（続は影迹、動きて影あり、跡あり）は宜しく敦きに過ぐべからず。」

攸之は益々之を信ず。敬兒は其の事跡（続は迹）を得、皆な密かに道成に白す。道成は攸之に書を與え、問
う、

「張雍州は遷りて代る之日、將に誰を擬せんと欲すか？」

攸之は即ち以て敬兒に示し、以て之を問（続は問）わんと欲す。

■**夏，五月**，丙午（12日），魏主は員外散騎常侍の許赤虎をして來聘せ使む。

●丁未（13日），魏主は武州山に如く。辛酉（27日），車輪山に如く。

●**六月**，庚午（7日），魏は初めて牛馬を殺すを禁ず。

■袁粲、褚淵は皆な固く新官を讓る。**秋，七月**，庚戌（17日），復た粲を以て尚書令と為し、**八月**，庚
子（甲子なら2日?）、護軍將軍の褚淵に中書監を加える。

●**冬，十二月**，丙寅（6日），魏は建昌王の長樂を徙して安樂王と為す。（8-103P）

●己丑（29日），魏の城陽王の長壽は卒す。

■**〔南徐州刺史の建平王の景素の弁明〕**南徐州刺史の建平王の景素は、孝友清令にして、服は儉素を用
い、又た文學を好み、士大夫に禮接し、是に由りて美しき譽有り。太宗は特に之を愛し、其の禮秩を異と
す。時に太祖の諸子は俱に盡き、諸孫は唯だ景素のみ長じると為る。帝は凶狂にして徳を失い、朝野は皆
な意を景素に屬す。帝の外家の陳氏は深く之を惡み、楊運長、阮佃夫等は權勢を専らにせんと欲し、長君
を立てるを利とせず、亦た之を除かんと欲す。其の腹心の將佐の多くは景素に舉兵を勧め、鎮軍（景素は鎮
北將軍）參軍の濟陽の江淹は獨り之を諫め、景素は悦ばず。是の歲、防閣將軍（禁衛にあり）の王季符は景素
に罪を得、單騎にて建康に亡奔し、景素の反を謀るを告げる。運長等は即ち兵を發して之を討たんと欲
し、袁粲、蕭道成は以て不可と為す。景素は亦た世子の延齡を遣わして闕に詣りて自ら陳ぜしむ。乃ち季
符を梁州に徙し、景素の征北將軍（鎮北將軍にすべし）、開府儀同三司を奪う。

令和1年7月23日 翻訳開始 10620文字

令和1年8月26日 翻訳終了 18739文字

令和2年6月6日 完訳終了 20069文字

令和3年10月9日 書下し終了 21609文字